慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	石川明氏学位請求論文審査要旨
Sub Title	Summary of the doctorate theses
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.4 (1966. 4) ,p.124- 127
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660415-0124

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

い。したがつて、欲をいえば傍証の足りないうらみがある。もし、この傍証をふんだんに駆使したならば、本論文はもつと精彩に富んだものになつたにちがいない。

しかしながら、この時代の社会主義運動および社会主義思想についてのユニークな労作であるというべく、論者の日本社会思想および社会運動史研究上の学識は法学博士（慶應義塾大学）の学位をあたえるに十分なものと認められる。

昭和四十一年二月十一日

主査　慶應義塾大学教授　法学博士　中村　菊男
副査　慶應義塾大学教授　法学博士　英　修道
副査　慶應義塾大学教授　法学博士　手塚　豊

石川明氏学位請求論文審査要旨

論文題目『裁判上の和解』

論者は、数年来、モノグラフの上梓を目標として、裁判上の和解の研究に取組み、研究の纒まつた部分は逐次これを論文の形で世に問うてきたが、十編近い既発表の論文をもつて最主要の論点をほぼ検討し尽くした今、これらにその他の諸論点に関する書きおろし原稿を加え、全体を組織化して、所期のモノグラフを編成したのが、本書である。所論は、五章にわけ、第一章「裁判上の和解の法的性質」、第二章「裁判上の和解の要件」、第三章「裁判上の和解の効力」、第四章「裁判上の和解の瑕疵の主張方法」、第五章「訴訟の各段階における訴訟上の和解」の順に展開せられるが、他に、附篇として、関連のある判例評釈五編が収められている。

和解の性質論たる第一章は、既発表の論文であるが、私法行為説・訴訟行為説・併存説・両性説・等、周知のように錯雑を極める諸学説を検討のうえ、ここで、著者は、先ず、裁判上の和解を「裁判所の面前で締結される実体的和解と裁判所によるその確認・公証行為」との結合物とみるべきことを提唱する。一方において、裁判上の和解には訴訟的な効果が伴うため、これを単純な私法行為と考える

ことは難しいところ、他方において、その訴訟的な効果は制度の反射効と認めうるから、ことさら対応する側面を当事者の行為そのものの中に予定して考えなければならないものでもない、という趣旨であるが、特に、昨今有力な訴訟行為説については、それでは「何故和解によつて行為規範たる実体的法律関係が形成されるのかを充分説明することができない」という方向で、所説の基盤にまで遡つた克明な批判が示されている。次に、要件論にかかわる第二章は、既発表の論文三編と書きおろし論文三編とを、第一節から第六節まで、事柄の順に従つて配列し、全六節の構成をとる章であるが、ここでは、論者は、和解の前提たる「争」が必ずしも当事者間の主張の対立を要するものではないこと、その代わり常に起訴の利益を具えた紛争たるべきこと、「互譲」なき訴訟上の和解はこれを認めることができないが互譲は必ずしも訴訟物に関するを要せず一方の譲歩が訴訟物に関していれば他方のそれは訴訟物以外の法律関係や訴訟上の機能に関していてもよいこと、起訴前の和解にあつては互譲もまた必要でないこと（以上第一節）、和解が有効に成立するためには裁判権・請求適格・訴の判益・当事者適格などが具わることが必要であるがその他の客観的訴訟要件の具備は必要でないこと（第三節）、裁判長ならびに書記官の署名捺印がない和解調書は無効であること（第四節）、和解に条件を附することはいかなる点からも不都合と言えないこと（第五節）、および、裁判上の和解の当事者は当事者能力・当事者適格を具備していなければならないが訴訟能力を必要としないこと（第六節一部）を論じる。あわせて、和解の内容ないし諸態容（第二節）と和解への第三者の関与（第六節残部）とを論じる部分の、精細を極めた議論をも見落すことは許されまい。進んで、効力論に関する第三章は、全部書きおろしの三節から成るが、論者は、和解が自主的な紛争解決の方式に他ならず、国家の関与も形式的・消極的なものにすぎないことを理由として、通説に抗し、昨今の有力説に与して、裁判上の和解に既判力なしと断じる。それなら再訴が許されることになるかという問題をはじめとして、これに関連しこれから派生する諸問題と、和解の中心的な効力たる執行力について、その執行手続上の取扱に関する諸問題とが、あわせて仔細に拾いあげられているが、既判力の本質を正当性と安定性との調和に求めようとする既判力理論への論及も注目される。続いて、裁判上の和解の瑕疵の主張方法を取扱う第四章は、既発表の論文三編に僅少の書き足しを加え、二節三款を構成するが、ここでは、瑕疵の主張が、和解の実体的瑕疵の主張ならば別訴の提起によつて、その純訴訟的瑕疵の主張ならば旧訴の続行によつて、それぞれ行わるべきものと解せらるべきこと（第一節）、および、和解調書に基づく執行について請求異議の訴が起こされた場合、これに伴う仮の処分については、民訴五六〇条による五四七条の準用にも拘らず、むしろ五一二条の方を類推適用すべきこと（第二節）が説かれている。関連して論じられている和解無効確認の訴の性質論も、「いわゆる救済訴訟と呼ばるべき特殊類型の訴」とこれを論定する点で、注目に値しよう。そして、最後に、訴訟の各段階における訴訟上の和解と題する第五章は、既発表の論文を第二節とし、これに書きおろしの第一節を前置したものである

が、論者は、ここでは、判決手続の各段階における和解の問題点を各論的に追うとともに（第一節）、保全訴訟手続においても、あるいは保全状態に関し、あるいは被保全権利に関して、和解が行われうる旨を論じて（第二節）、本論を閉じる。

所説の理論的鍵点は、実体行為たる和解と裁判所がこれを確認する行為との結合物をもつて裁判上の和解なりとする和解の性質論と、これに全く既判力を否定するその和解の効力論とにあると言えよう。民事訴訟法全体の体系という見地からはこれらが最も主要な論点であるのみならず、既判力否定論は昨今有力化しつつある少数説を支持して我国の通説に抗するものであり、また右のような性質論に至つては他に類をみないユニークな見解の提唱に他ならぬからである。いずれも瑕疵の主張にひろく途を拓くことになるし、性質論は、加えて、例えば「互譲」の要否を決せしめ、また例えば条件との関係で寛かな態度を可能にすることになるのであるから（第二章第一節・同第五節等）、この二点が残余の論点を支えている関係も認められる。

だが、右二点の論証は、果して充分と言えるであろうか。先ず、性質論についてこれを言えば、他説の採るべからざる所以は洵に精しく検証されている。しかし、逆に、提唱のような新しい形で和解を理解しえ、且つ理解しなければならぬ積極的な根拠は殆ど何も挙げられていない。当事者の行為と裁判所の行為との結合ということが爾く簡単に認められうるであろうか。所論は、一種の、再興せしめられた私法行為論という性格を荷うが、それは単純な私法行為論と何処で決定的に別れるであろうか。他方、既判力の否定論について言えば、その根拠はただ、和解が自主的な紛争解決方式で、判決の代用物でないというに尽きる。それは、問題の、単なる言い換えに近いであろうし、裁判所の「確認」が裁判上の和解の要素をなすとする見解からは、却つて既判力肯定論の方が自然とさえ感じられる。結局、ここで言わゆる裁判所の「確認」とは一体何か、確認判決というような場合の確認とは異なり、単なる公証とも区別される所の、その実体が何かということこそ、残された最も大きな問題であると言わなければならない。

それにも拘らず、論者の研究は、学界の理論的前進のための一つの確実な寄与と評価することができる。何故なら、第一に、たとえ論者自身の見解を支持しえない者にとつても、学説の錯綜が整理せられ、問題点のすべてが剔抉せられることは極めて有益であるところ、右二点に関する徹底的な整序は、我国では論者によつて初めて行われたことになるからである。そして、第二に、論者自身の主張も、充分に論証され確立する見込みがある。現在なお不備な論証は、論者とともに、実は学界の一般が今後に課せられた使命に他ならず、もし一たび「当事者の行為と裁判所の行為との結合」および「既判力を伴わぬ裁判所の確認」という概念にして確証せられるならば、訴訟行為論一般が飛躍的な新展開をみせることになろう。既に論者の論述中に論旨を請求の抛棄認諾に推しおよぼす可能性の背後に考えられているらしいふしも見受けられるのであつて、本書が、少くとも一石を投じる意味で、「訴訟行為論」一般への、逸すべからざる寄与と見られるべきことは明かである。

そればかりではない。論者は、本書において、実は、右のような理論体系の建設よりは、寧ろ和解をめぐる法律問題の網羅的集成を直接の課題とした。問題はよく渉猟され、すべての問題について解答が明記され、この直接の課題はみごとに果たされている。課題遂行の態度として、二点を特に指摘しておかなければならない。一つは、論者の解答の姿勢は勝れて実用法学的である、ということで、結果の実際的妥当が常に第一次に追求され、一面的に理論の要求に溺れることがない。他の一つは、文献が克明に且つ博く調査されている、ということで、判例もまた充分に検討されている。かくて、本書は、どのような角度からどのような側面に迫ろうとするにもせよ、今後「裁判上の和解」に触れようとする者の、必ず通らなければならぬ関門となろうと考えられる。

由来、裁判上の和解は、訴訟法学者が、一種のタブーのように、敬して遠ざける問題に属する。それは、実体法が緊密に絡んでくるため容易に手に負えない面があるとともに、実体法と訴訟との関係という最も基本的な問題に対する態度決定を迫られてたじろぎを感じるからであるが、この二点から言えば、非訟事件手続の諸問題も似たような状況にあるといえる。論者は、曩には非訟事件手続の研究に数年を捧げてきた者であるから、続いて本書をもつて裁判上の和解に取組み、それぞれ相当の成果を挙げたということは、ひとり訴訟法のみならず実体法の研究も進められていることを物語るものであるとともに、訴訟と実体法との関連という最も基本的な問題についても、また一そう発言の資格を深めたものと言つてよい。既に本書中にも登場している所謂救済訴訟の究明は、訴訟と実体法との関連の素朴な理解だけでは全うしえないものであつて、論者の将来には、訴訟行為理論一般の再構成をこえ、更に、訴訟と実体法との関連という最も基本的な問題についての、新たにして適確な解答が、予期せられ、且つ待望されるのである。

以上、本書に示された論者の学識と力量とは、充分に、法学博士（慶應義塾大学）の学位に値するものと認められる。

昭和四十一年二月十一日

主査　慶應義塾大学教授　宮崎澄夫
副査　慶應義塾大学教授　法学博士　今泉孝太郎
副査　慶應義塾大学教授　法学博士　伊東乾

備考　以上の学位は、すべて慶應義塾大学学位規定第四条によるものである。